登　録　の　申　請　等

１　登録の申請

市長の登録を受けるためには、次の一覧表に掲げる書類（申請者の区分により異なります。）を提出する必要があります。記載方法は、登録申請書末尾の注意欄と本冊子１１～１４ページの記載例を参考にしてください。

書　　類（様式番号）		申請者の区分		
		法人	個人	未成年
登録申請書（様式第１６）		○	○	○
誓約書（様式第１７）		○	○	○
登記事項証明書（注）		○	―	―
住民票の抄本又は外国人登録原票の写し（注）	申請者	―	○	○
	法定代理人	―	―	○
	役員	―	―	―
	業務主任者	○	○	○
略歴書（様式第１８）	申請者	―	○	○
	法定代理人	―	―	○
	役員	○	―	―
	業務主任者	―	―	―
業務主任者が条例第２６条第１項各号のいずれかに該当することを証する書面 （次のいずれかのコピーを提出してください。） ・屋外広告士登録証又は合格証 ・屋外広告物講習会修了証 ・公共職業訓練又は認定職業訓練修了証、職業訓練指導員免許証、技能検定合格証（いずれも広告美術科又は広告美術仕上げに係るものに限ります。）		○	○	○
屋外広告業登録済証 （更新登録申請の場合に提出してください。）		○	○	○

○…提出必要書類　　―…提出不要書類

※　登録申請者が民法第６条の規定により営業を許された未成年者である場合は、登記（商法第５条、商業登記法第43条による。）を確認します。

（注）の書面は、申請日前３月以内に発行されたものに限ります。またコピーは受付できません。

２　登録手数料

登録申請又は更新登録申請の際には，いずれも１件につき１１，０００円の手数料が必要となります。手数料は申請後、都市計画課の窓口にて支払うか、市が発行する納付書により指定金融機関で納付してください。

３　登録事項の変更の届出

登録事項に変更があった場合は、変更の日から３０日以内に屋外広告業登録事項変更届出書を提出してください。変更事項に応じて、次の表のとおりの添付書類が必要となります。なお氏名（法人の場合は、名称又は代表者の氏名）又は住所を変更した場合は、届出書の提出に併せて屋外広告業登録済証を提出してください。

変　更　事　項		必　要　添　付　書　類
法人申請者	名称、住所	登記事項証明書（注）
個人申請者	氏名（改姓）、住所	住民票の抄本又は外国人登録原票の写し（注）
営業所	新設廃止	登記事項証明書（登記の変更があった場合に限ります。）
	既設営業所の名称、所在地	
法人の役員	交替	１．誓約書（誓約するのは法人の代表者です。） ２．登記事項証明書 ３．略歴書（新役員分のみ提出してください。）
	氏名（改姓）	登記事項証明書
未成年者である申請者の法定代理人	交替	１．誓約書（誓約するのは未成年者です。） ２．住民票の抄本又は外国人登録原票の写し（注） ３．略歴書（新法定代理人分のみ提出してください。）
	氏名（改姓）、住所	住民票の抄本又は外国人登録原票の写し（注）
業務主任者	交替	１．業務主任者が条例第２６条第１項各号のいずれかに該当することを証する書面 （次のいずれかのコピーを提出してください。） ・屋外広告士登録証又は合格証 ・屋外広告物講習会修了証 ・公共職業訓練又は認定職業訓練修了証、職業訓練指導員免許証、技能検定合格証（いずれも広告美術科又は広告美術仕上げに係るものに限ります。） ２．住民票の抄本又は外国人登録原票の写し（注）
	氏名（改姓）	住民票の抄本又は外国人登録原票の写し（注）

（注）の書面は、申請日前３月以内に発行されたものに限ります。またコピーは受付できません。

４　廃業等の届出

屋外広告業を廃業する等の場合は、廃業等の日（死亡したときは、その事実を知った日）から30日以内に屋外広告業廃業届出書を提出してください。なお廃業等の場合において届出義務のある方は、次の表のとおりです。また届出書の提出に併せて屋外広告業登録済証を返還してください。

廃　業　等　の　内　容	届　出　義　務　者
市内において屋外広告業を廃止したとき	屋外広告業者であった者
死亡したとき	その相続人
法人が合併により消滅したとき	その法人を代表する役員であった者
法人について破産手続開始の決定があったとき	その破産管財人
法人が合併又は破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき	その清算人

５　申請書等の郵送による提出

登録申請書や各種届出書は郵送により提出することができます。ただし登録申請書を郵送により提出する場合は、必ず配達記録等の郵送物の紛失等について補償が受けられる手段をご利用ください。

郵送先　〒４４０－８５０１
愛知県豊橋市今橋町１番地の１
豊橋市 都市計画部 都市計画課 景観グループ　屋外広告物担当

問い合わせ先

○市への登録・特例届出等について
豊橋市 都市計画部 都市計画課 景観グループ
屋外広告物　担当
電　話　　０５３２－５１－２６１６
ＦＡＸ　　０５３２－５６－５１０８
メール　　toshikeikaku@city.toyohashi.lg.jp

○愛知県の登録について
愛知県建設部公園緑地課業務・管理グループ
電　話　　０５２－９５４―６５２５

屋外広告業の登録手続きの流れ

豊橋市で屋外広告業を営もうとする場合の登録手続きは、
いずれかの手続きとなります。

豊橋市内のみで営業

↓

豊橋市へ登録
（登録手数料 11,000 円）

豊橋市 登録屋外広告業者

豊橋市内のみで
営業可能

豊橋市以外の県内でも営業

↓

愛知県へ登録
（登録手数料 11,000 円）

↓

豊橋市へ届出
「特例屋外広告業届出」
（届出手数料は無料）

豊橋市 特例屋外広告業者

豊橋市内と豊橋市以外の愛知県内で営業可能
※（下記注意参照）

※注意
県内中核市（豊田市・岡崎市）での営業については、別途各市へ「特例屋外広告業届出」が必要となります。
また、名古屋市内で営業する場合には、名古屋市への登録が必要となります。
詳細は各市へお問い合わせください。